

令和3～7年度 環境衛生センターし尿処理施設管理業務委託仕様書

1. 委託業務の名称 令和3～7年度 環境衛生センターし尿処理施設管理業務委託

2. 委託業務履行場所 黒川地域行政事務組合 環境衛生センター
宮城県黒川郡大和町鶴巣大平字勝負沢5-1

3. 委託業務の期間 自 令和3年4月1日
至 令和8年3月31日

4. 委託業務の目的

受託者は、委託者である黒川地域行政事務組合（以下「組合」という。）の環境衛生センター（以下「施設」という。）を常に最良な状態に保ち、効率的、衛生的、且つ安全に運転し維持管理するものとする。

5. 処理方式及び規模

低希釈2段活性汚泥法+高度処理（接触酸化槽） 60kℓ/日

6. 焼却設備

汚泥乾燥焼却炉（ロータリーキルン方式） 9.8t/日（1.4t×7h）

7. 施設の概要

組合備付け図書のとおりとする。

8. 施設管理基準

水質基準 : PH5.8～8.6, BOD20以下, SS70以上, 大腸菌群数3,000以下

施設管理目標 : PH5.8～8.6, BOD15以下, SS30以上, 大腸菌群数100以下

大気汚染防止法：排出基準 ばいじん 0.25g/m³N, 硫黄酸化物 7.90 m³N/h
窒素酸化物 250volppm, 塩化水素 700 g/m³N

ダイオキシン類：排出基準 排ガス 10ngTEQ/m³N, 焼却灰 3 ngTEQ/m³N

作業環境 第1管理区分

9. 委託業務の内容

(1) 受託者の主な委託業務の内容は次のとおりとする。

- ① 受入業務, 各設備機器の運転, 保守点検, 調整及び保全整備並びに清掃, 槽清掃
- ② 各設備機器（電気関係機器を含む）の技術的に可能と思料される保全整備
- ③ 受入業務, 運転, 保守点検, 保全整備等の記録及び報告
- ④ 施設内外の日常及び定期清掃（施設内及び吉田川放流口の草刈り業務含む）
- ⑤ 各種報告書及びデータ等の集計, 整理並びに記録
- ⑥ 製缶部及び各設備の塗装
- ⑦ 工業薬品類の調合, 充填及び在庫管理
- ⑧ 水質検査（自主検査及び法定検査）及び分析用試薬の調合, 充填及び在庫管理
- ⑨ 貸与工具備品の保守点検及び保全整備並びに支給消耗品の在庫管理
- ⑩ 乾燥汚泥の搬出
- ⑪ 日常の運転管理及び維持管理に類する業務（別紙1～3参照）
- ⑫ その他組合の依頼による業務

(2) 前項の保守点検、調整、保全整備とは日常の運転管理及び維持管理の範囲とし、備付けの工具備品及び部品の支給により可能なものとする。

10. 業務計画及び業務完了報告

(1) 受託者は委託業務の着手に当たり予め業務計画書（年度）を提出し、組合の承認を得るものとする。また、当該計画を変更しようとする場合も同様とする。

(2) 受託者は毎月最終月曜日までに翌年度の業務計画書（月度）を提出し、組合の承認を得るものとする。また、当該計画を変更しようとする場合も同様とする。

(3) 受託者は 10（2）の計画に係る業務が完了した場合には、遅滞なく業務完了報告書を提出し組合の検査を受けるものとする。

11. 委託業務実施日及び委託業務時間

委託業務実施日及び委託業務時間は原則として次のとおりとする。尚、繁忙期等による変更については組合の指示によるものとする。

(1) 業務委託実施日

土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日まで）以外の全ての日

(2) 委託業務時間

委託業務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

但し、委託業務時間のうち次にあげる休憩時間を置く。

休憩時間 午後0時00分から午後1時00分まで

12. 施設の運転管理等

施設の運転管理方法等については関係法令等を遵守し、組合の備付け図書を基本とする他、受託者の統括責任者は組合と協議のうえ、効率的、衛生的且つ安全な運転管理方法を採用するものとする。また、受託者は施設の運転管理等に関して以下の書類を提出し組合の承認を得るものとする。

(1) 着手時提出書類

- ① 着手届
- ② メンテナンス職員名簿（経歴書添付）
- ③ 有資格者一覧表
- ④ 職務分担体制表
- ⑤ 緊急時連絡体制表
- ⑥ 委託業務運営規定
- ⑦ その他組合が要求する書類

(2) 12（1）「⑥」の委託業務運営規定については、組合、受託者協議のうえ次の事項について記載し受託者が作成し組合の承認を得るものとする。

- ① 現場管理体制及び安全衛生管理体制
- ② 施設並びに備品及び消耗品等
- ③ その他組合、受託者協議のうえ必要と思料される事項

(3) 受託者は契約内容及び組合、受託者協議のうえ承認された事項を変更しようとするときには、予め変更申請書を提出し組合の承認を得るものとする。

(4) 業務完了時提出書類

- ① 委託業務日報
- ② 委託業務月報並びに年報
- ③ 週間水質検査報告書
- ④ 設備機器等保全整備報告書
- ⑤ 業務用公用車運行日報
- ⑥ その他組合が要求する書類

13. 乾燥汚泥の搬出

乾燥汚泥を搬出車両に積込み、組合の指定する場所まで運搬するものとする。

搬出車両は組合所有の車両（以下「公用車」という。）を使用するものとする。

なお、公用車にかかる保険及び燃料等の経費は組合負担とする。

受託者は、搬出車両を使用するに当たり善良な使用者としての注意義務及び管理義務をもって使用し、始業点検等を行うと共に廃棄物の処理及び清掃に関する法令及び道路交通法等の関係法令を遵守しなければならない。

※乾燥汚泥の搬出については、週1回程度組合所有の一般廃棄物最終処分場に搬出し埋め立てを行うものとする。

14. 各種水質検査方法

処理プロセス及び処理水の分析方法については、「環境庁長官が定める検査方法」並びに「下水道試験方法」によるものとする。

15. 検査項目及び回数並びにサンプリング箇所

別紙4水質検査明細表のとおりとし、受託者負担とするが記載無き事項であっても、組合が必要と認定する項目については臨機の措置を取るものとする。

16. 委託業務実施に要する資格

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条に規定する廃棄物処理施設技術管理者（し尿処理施設技術管理者及びごみ処理施設技術管理者）
- (2) 危険物取扱者（乙種第4類）
- (3) 第二種酸素欠乏等危険作業主任者
- (4) 第二種電気工事士
- (5) その他施設及び貸与備品の運転等に必要な資格

17. メンテナンス職員の人数及び配置計画

- (1) 受託者が組合に対して派遣するメンテナンス職員（以下「職員」という。）の人数は常に委託業務を適正に遂行できる人数とし、総括責任者、副責任者、水質担当技術者、技術者、車両運転者を配置すること。但し、公的資格者等により従事者が限定される場合は、予め業務の重複を組合に申入れ組合の承認を得るものとする。

(2) 職員の標準的な職務及び業務分掌は次のとおりとする。

- ① 総括責任者 業務全般の知識技術を有し、現場の責任者として施設に常駐し委託業務の進捗管理及び安全衛生管理並びに職員の監督指導を行う。
- ② 副責任者 業務全般の知識技術を有し、総括責任者の補佐及び代行を行う。
- ③ 水質担当技術者 水質検査及び処理技術の知識技術を有し、処理水質の管理を行う。
- ④ 技術者 委託業務の履行に必要な知識技術を有し、施設全般の管理を行う。
また、車両の運転及び管理に必要な知識技術を有し、車両全般の管理を行う。

(3) 責任者の経験等

- ① 総括責任者は、同等施設の運転実務経験を10年以上有する者とし、かつ、管理監督者としての経験を有する者であること。
- ② 副責任者は、適正な設備機器の運転状況の判断、操作及び保守点検、保全整備等の内容が判断でき、5年以上の実務経験を有する者とする。

(4) 受託者は派遣する職員の氏名、生年月日、職名、経歴等を記載した経歴書を提出し組合の承認を得なければならない。また、承認を得た職員を変更しようとするときも同様とする。

(5) 組合は17(4)の職員が業務履行上不適格と認めた場合及び社会的信用の失墜行為が明らかとなった場合は、17(4)の承認を取消することができる。

また、この場合、受託者は直ちにその職員を職務から離脱させ後任者を配置しなければならない。

(6) 受託者は職員の配置計画を提出し組合の承認を得なければならない。

(7) 組合は17(6)の職員の配置計画の提出があった場合には、これを審査し当該計画の内容を変更させることができるものとする。

18. 緊急時の措置

(1) 受託者は施設に事故が発生し若しくは発生が予想されると認めたときには、直ちに応急措置を実施すると共に組合に遅滞無く報告し指示に従うものとする。

(2) 受託者は勤務時間外の緊急事態の発生に備えて、職員の緊急呼集体制を確保しなければならない。

(3) 受託者は発電機や大型ダンパー等を自己所有し、災害等有事の際、施設運営を停滞させない体制を確保しなければならない。

(4) 受託者は、不測の事態に備え、宮城県内在住者で、かつ同等の有資格者を代替職員として速やかに配置できる体制を確保しなければならない。

19. 各設備機器及び貸与備品並びに支給消耗品の使用

(1) 受託者は施設内の各設備機器及び貸与備品並びに支給消耗品の使用に際しては善良な使用者としての注意義務及び管理義務をもって使用しなければならない。

- (2) 受託者は施設内の各設備機器及び貸与備品等を正当な理由が無く棄損または滅失した場合は、自己の責任において直ちに修理または補充しなければならない。

20. 経費の負担区分

(1) 受託者の負担

- ① 事務用備品, 器具類 (机, 椅子, 書籍棚, 複写機, 諸用紙, 文具その他必要事務用品)
- ② 被服等 (作業服, ヘルメット, 安全靴, 長靴, 雨合羽等)
- ③ 電話, コンピューター等の設備と維持経費
- ④ その他必要なもの

(2) 組合の負担

施設の運転管理及び維持管理に要する経費のうち, 20 (1) に規定する受託者の負担する経費以外はすべて組合の負担とし主なものは次にあげるものとする。

- ① 光熱水費
- ② 燃料費
- ③ 工業薬品費
- ④ 分析用試薬費
- ⑤ 消防及び電気等の法定点検費用
- ⑥ 運転管理用消耗物品及び消耗部品
- ⑦ 処理棟備品及び工具 (分析用機器類, 電気工具類その他の工具で必要と認められるもの)
- ⑧ 各槽の清掃 (混合分解槽, 硝化槽, 脱窒槽, 再曝気槽の清掃)
- ⑨ 安全防護機材 (計測器, ロープ, 送風機等)
- ⑩ 機械用油脂類
- ⑪ 水質検査用消耗品費
- ⑫ その他必要と認める備品及び消耗品費
- ⑬ 公用車の維持管理経費

21. その他

(1) 業務の引継

- ① 受託者は, 業務開始日までに, 業務の遂行に支障をきたすことのないよう業務の引継を終えておかなければならない。
- ② 受託者は, 業務満了の日以前 30 日を限度とする期間において, 後任の受託者に対し, 技術指導を行わなければならない。
- ③ 前①, ②の業務に要する費用は, 技術指導を受ける者の負担とする。

別紙1-1

前処理設備点検内容

No.	機器名称	台数	内容	点検日
1	ドラムスクリーン	1	目詰まり	日常
			油量	
			スクリーン内清掃・点検	週1回
			グリスアップ	
2	電動式計量槽	1	槽内清掃・点検	日常
			ゲート作動状態	
3	スクリュープレス	1	電流値確認	日常
			し渣搬出部清掃・点検	
			グリスアップ	週1回
4	し渣搬出コンベア	1	異音・振動	日常
			搬送状態	
			グリスアップ	週1回
5	破砕機	3	電流値確認	日常
			揚液状態	
			油量	
6	受入槽レベル計	1	清掃	月1回

※各機器のオイル交換は6ヶ月に1回

脱水設備点検内容

No.	機器名称	台数	内容	点検日
1	遠心脱水機	2	異音・振動	日常
			電流値	
			Vベルトのゆるみ	週1回
			グリスアップ	
2	バックドライブ	2	異音・振動	日常
			電流値	
3	薬注ポンプ	2	異音・振動	日常
			揚液状態	
			油量	
			Vベルトのゆるみ	
4	ポリマー攪拌機	2	異音・振動	日常
			作動状態	
5	脱水ケーキ投入ポンプ	1	異音・振動	日常
			油量	
			投入状態	
			センサー清掃	
6	汚泥搬出コンベヤ	1	異音・振動	日常
			搬送状態	
7	給泥ポンプ	2	異音・振動	日常
			揚液状態	
			Vベルトのゆるみ	
			油量	
8	脱水ケーキニーダ	1	液漏れ	週1回
			グリスアップ	
9	高分子凝集剤	1式	保管状態	日常
10	凝集剤液タンク	2	浮遊物除去	日常
11	薬品溶解器	2	清掃	日常
12	脱水分離液配管	1式	清掃	月1回
13	脱水機臭気配管	1式	清掃	月1回

※各機器のオイル交換は6ヶ月に1回

別紙1-2

焼却設備点検内容

No.	機器名称	台数	内容	点検日
1	排気ファン	1	異音・振動	日常
			Vベルトのゆるみ	
			グリスアップ	週1回
2	燃焼ファン	1	異音・振動	日常
3	ロータリーキルン	1	ナット等のゆるみ	日常
			グリスアップ	
			キルン内点検・清掃	週1回
4	1次バーナー	1	油漏れ	日常
			フレームアイ清掃	週1回
			ノズル清掃	月1回
5	2次バーナー	1	油漏れ	日常
			フレームアイ清掃	週1回
			ノズル清掃	月1回
6	キルン用減速機	1	異音・振動	日常
			油量	
			チェーン注油	月1回
7	ケースコンベヤ	1	羽根変形等	日常
			グリスアップ	週1回
8	ケースコンベヤ減速機	1	異音・振動	日常
			油量	
			チェーン注油	月1回
9	灰バンカースクリューコンベヤ	1	異音・振動	日常
			油量	
			チェーン注油	月1回
10	マノメーター	1	清掃	日常
			調整	週1回
11	重油移送ポンプ	1	異音・振動	日常
			Vベルトのゆるみ	
12	汚泥ホッパースクリーンコンベヤ	1	異音・振動	日常
			油量	
			チェーン注油	月1回
13	汚泥投入ポンプ	1	異音・振動	日常
			油量	
			Vベルトのゆるみ	

※各機器のオイル交換は6ヶ月に1回

別紙1-3

水処理設備点検内容1

No.	機器名称	台数	内容	点検日
1	投入ポンプ	2	揚液状態	日常
			異音・振動	
			液漏れ	
			油量	
			電流値	
			Vベルトのゆるみ	
2	浄化槽汚泥投入ポンプ	2	揚液状態	日常
			異音・振動	
			液漏れ	
			油量	
			電流値	
			Vベルトのゆるみ	
3	循環ポンプ	2	揚液状態	日常
			異音・振動	
			液漏れ	
			油量	
			電流値	
			Vベルトのゆるみ	
4	返送ポンプ	2	揚液状態	日常
			異音・振動	
			液漏れ	
			油量	
			電流値	
			Vベルトのゆるみ	
5	脱水分離液ポンプ	1	揚液状態	日常
			異音・振動	
			液漏れ	
			油量	
			電流値	
			Vベルトのゆるみ	
6	濃縮槽汚泥引抜ポンプ	1	揚液状態	日常
			異音・振動	
			液漏れ	
			油量	
			電流値	
			Vベルトのゆるみ	
7	接触酸化槽汚泥引抜ポンプ	1	揚液状態	日常
			異音・振動	
			液漏れ	
			油量	
			電流値	
			Vベルトのゆるみ	
8	接触酸化沈殿槽汚泥引抜ポンプ	1	揚液状態	日常
			異音・振動	
			液漏れ	
			油量	
			電流値	
			Vベルトのゆるみ	
9	スポンサーブロー	3	グリスアップ	日常
			異音・振動	
			Vベルトのゆるみ	
			電流値	
			エアフィルター清掃	
			月1回	
10	スカム破砕ブロー	2	異音・振動	日常
			Vベルトのゆるみ	
			電流値	
			油量	
11	取水ポンプ	2	異音・振動	日常
			電流値	

別紙1-4

水処理設備点検内容2

No.	機器名称	台数	内容	点検日
12	脱臭ファン	1	グリスアップ	日常
			異音・振動	
			Vベルトのゆるみ	
			電流値	
13	酸循環ポンプ(使用停止中)	1	揚液状態	日常
			異音・振動	
			電流値	
14	アルカリ循環ポンプ	1	揚液状態	日常
			異音・振動	
			電流値	
15	濃縮槽汚泥掻寄機	1	異音・振動	日常
			油量	
16	沈殿槽汚泥掻寄機	1	異音・振動	日常
			油量	
17	接触酸化沈殿槽汚泥掻寄機	1	異音・振動	日常
			油量	
18	DO計	3	清掃	日常
			校正	週1回
19	携帯用PH・ORP計	1	清掃	日常
			校正	週1回
20	MLSS計	1	清掃	日常
21	実験室	1式	清掃	日常
22	実験器具	1式	清掃	日常

※各機器のオイル交換は6ヶ月に1回

別紙2

環境衛生センター貯留槽等の清掃・点検内容

No.	槽名称		作業内容	点検日
1	貯留槽(生し尿貯留槽)	246m ³	槽内の砂泥等の沈殿物を抜き取り清掃・点検	1回/年
2	予備貯留槽(浄化槽汚泥貯留槽)	137m ³	槽内の砂泥等の沈殿物を抜き取り清掃・点検	1回/年
3	汚泥貯留槽	57m ³	槽内の砂泥等の沈殿物を抜き取り清掃・点検	1回/年
4	生し尿受入槽	35m ³	槽内の砂泥等の沈殿物を抜き取り清掃・点検	1回/年
			水洗い清掃	1回/週
5	浄化槽汚泥受入槽	35m ³	槽内の砂泥等の沈殿物を抜き取り清掃・点検	1回/年
6	投入室沈砂槽(生し尿・浄化槽汚泥)	3m ³	槽内の砂泥等の沈殿物を抜き取り清掃・点検	1回/3ヶ月
7	脱水分離液槽	53m ³	槽内の沈殿物の抜き取り清掃・点検	1回/3ヶ月
8	混合分解槽(第1攪拌槽)	860m ³	散気管の清掃・点検	随時
9	硝化槽(第1曝気槽)	408m ³	散気管の清掃・点検	随時
10	脱窒槽(第2攪拌槽)	367m ³	散気管の清掃・点検	随時
11	再曝気槽(第2曝気槽)	151m ³	散気管の清掃・点検	随時
12	接触酸化槽(No.1・No.2)	125m ³ ×2	散気管の清掃・点検	随時
13	沈殿槽	170m ³	点検	随時
14	接触酸化沈殿槽	94m ³	点検	随時
15	濃縮槽	110m ³	点検	随時

- ・沈殿物は当組合の一般廃棄物際処分場に搬出し埋め立てるものとする。
- ・沈殿物の数量は3～4t程度である。

別紙3-1

前処理設備主要機器

No.	機器名称	型式	備考	台数
1	ドラムスクリーン	協栄工業 KSLB20型	ロータリー式	1
2	電動式計量槽	KSTA31型		1
3	スクリープレス	協栄工業 KSP20型	油圧圧搾式	1
4	し渣搬出コンベア	ツバキ NFV160HW		1
		ツバキ NFV160H		1
5	破碎機	相互ポンプ BSG-2C-31M	豎型破碎ポンプ	3

脱水設備主要機器

No.	機器名称	型式	備考	台数
1	遠心脱水機	巴工業 P-3400F		2
2	ポリマー注入ポンプ	ヘイシン NE20PA	モノポンプ	2
3	ポリマー攪拌機	立型攪拌機 TTV-4		2
4	脱水ケーキ投入ポンプ	ヘイシン 4NES40K	モノポンプ	1
5	汚泥搬出コンベア	旭産業	スクリーンコンベア	1
6	給泥ポンプ	ヘイシン NE40PA	モノポンプ	3
7	脱水ケーキフィーダー	ヘイシン		1

焼却設備主要機器

No.	機器名称	型式	備考	台数
1	排気ファン	村上送風機 MVW-B		1
2	汚泥乾燥焼却炉	クボタ	ロータリーキルン 1400kg/h	1
3	一次バーナー	オリンピア工業 LTP-200型	ガンタイプバーナー	1
4	二次バーナー	サンレー冷熱 FGA-8AP	ガンタイプバーナー	1
5	燃焼ブロワー	昭和電機 EC-125-R353	ターボファン	1
6	キルン用減速機	ツバキ DK015FMT60A-V		1
7	ケースコンベア	エステック DO-Z6		1
8	ケースコンベア減速機	住友重機械 CHHM2-4165-87		1
9	灰バンカースクリーンコンベア	AST L&L230		1
10	重油移送ポンプ		ギアポンプ	2
11	汚泥ホッパースクリーンコンベア	CHH-4170DC-TL-12B		1
12	汚泥移送ポンプ	ヘイシン 2NES40PA	モノポンプ	1

別紙3-2

水処理設備主要機器

No.	機器名称	型式	備考	台数
1	生し尿投入ポンプ	ヘイシン NE40PA	モノポンプ	2
2	浄化槽汚泥投入ポンプ	ヘイシン NE40PA・NE40PM	モノポンプ	2
3	循環ポンプ	相互ポンプ 80NDG-21M	堅型破砕ポンプ	2
4	返送ポンプ	相互ポンプ 80NDG-21M	堅型破砕ポンプ	2
5	脱水分離液ポンプ	ヘイシン NE38PM	モノポンプ	1
6	濃縮槽汚泥引抜ポンプ	ヘイシン NE40PA	モノポンプ	1
7	接触酸化槽汚泥引抜ポンプ	ヘイシン NE30PA	モノポンプ	1
8	接触酸化沈殿槽汚泥引抜ポンプ	ヘイシン NE30PA	モノポンプ	1
9	スカム破砕ブロワー	伊藤鐵工所 IRS-100A		2
10	取水ポンプ	水中モーターポンプ 15kw		2
11	脱臭ファン	セイコー化工機 FTF-401 LH		1
12	酸循環ポンプ(使用停止中)	セイコー化工機 VSM-101C-50		1
13	アルカリ循環ポンプ	セイコー化工機 VSM-101T-50		1
14	濃縮槽汚泥掻寄機	円形中心駆動型 5000φ		1
15	沈殿槽汚泥掻寄機	円形中心駆動型 9300φ		1
16	接触酸化沈殿槽汚泥掻寄機	円形中心駆動型 7900φ		1

別紙4

水質検査明細表

	項目	生し尿	混合分解槽(入)	混合分解槽(出)	硝化槽	脱窒槽	再曝気槽	接触酸化槽	沈殿槽	接触酸化沈殿槽	放流水	混合放流水	希釈水
			1AT(入)	1AT(出)	2AT	3AT	4AT	5AT	1ST	2ST			
水質汚濁防止法に定める検査	外観	◆		◆			◆				●	◎	
	臭気	◆		◆			◆				●	◎	
	透視度	◆		◆			◆				●	◎	
	天候	◆		◆			◆				●	◎	●
	気温	◆		◆			◆				●	◎	●
	水温	◆		◆			◆				●	◎	●
	水素イオン(PH)	◆		◆			◆				●	◎	●
	生物化学的酸素要求量(BOD)	◆		◆			◆				●	◎	
	化学的酸素要求量(COD)	◆		◆			◆				●	◎	
	塩化物イオン(Cl ⁻)	◆		◆			◆				●	◎	●
	浮遊物質(SS)	◆									●	◎	
	アンモニア態窒素(NH ₄ -N)	◆		◆			◆				●		
	全窒素(T-N)										●	◎	
	大腸菌群数										●	◎	
	活性汚泥浮遊物質(MLSS)			◆			◆						
残留塩素										●	◎		
通常業務による検査・記録	水温		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	PH		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ORP		○	○	○	○	○						
	DO			○	○	○	○						
	SV		○	○	○	○	○						
	MLSS		○	○	○	○	○						
	COD	△		△			△				○	○	
	SS										○	○	
	BOD										△	△	
	亜硝酸								○				
	硝酸								○				
	アンモニア								○				
	透視度								○	○	○	○	
	残留塩素										○		
	大腸菌群数										△	△	
その他記録	毎日:天候・気温・取水量・希釈水量・有機系固形塩素使用量・投入量・電気使用量												

○:毎日(通常)

●:2回/月(毎月5日・20日)

◎:2回/月(毎月5日・20日組合で検査を実施する項目)

△:水質汚濁防止法に定める検査のない週

◆:6回/年(2ヶ月に1回 偶数月の5日)

※上記以外であっても組合が必要とみなされる項目及び回数については協議のうえ実施するものとする。